

第 2 2 号議案

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

足立区立プチテラス条例（平成 2 8 年足立区条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1, 5 8 3 円
9 3 8 円
1 4 0 円
3 5 1 円
7 0 3 円
1 1 7 円
1 4 0 円
3 5 1 円
7 0 3 円
1, 1 7 3 円
1, 1 7 3 円
4 6 9 円
1, 1 7 3 円
8 6 5 円
3 5 1 円
5 8 6 円
9, 3 6 0 円

を

「

1, 8 5 6 円
1, 1 0 0 円
1 6 5 円
4 1 2 円
8 2 5 円
1 3 7 円
1 6 5 円
4 1 2 円
8 2 5 円
1, 3 7 5 円
1, 3 7 5 円
5 5 0 円
1, 3 7 5 円
1, 0 3 8 円
4 1 2 円
6 8 7 円
1 万 8 0 0 円

に改める。

1, 657円
1万4, 625円
987円
39円
39円

1, 912円
1万6, 875円
1, 184円
45円
45円

」

」

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

プチテラスの占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。